

令和5年度 専門職給料表の作成について

人事委員会は、行政職給料表以外の給料表について、行政職給料表との均衡を基本として改定を行う必要があるとしている。

意見を踏まえ、令和5年度における行政職給料表以外の給料表の改定については、次のとおりとする。

1 研究職給料表について

本年については、人事委員会の意見を踏まえ、行政職給料表との均衡に考慮した改定を行うため、これまでの改定手法と同様に、次のとおり行政職給料表と対応させ、対応する級号給の当初改定率を用いて当初改定額を設定した。

1級・・・大学卒の初任給基準である1級15号給を、行政職給料表の大学卒初任給基準である1級27号給と対応させ、以降は、級別資格基準等を考慮した行政職給料表3級までの昇給昇格モデルに対応させる。

2級・・・行政職給料表4級（係長級）及び5級（課長代理級）における大学卒採用者の標準的な昇格時の勤続年数を基本として対応させる。

次に、当初改定額を当てはめた改定原資に対して、行政職給料表における当初改定原資から最終改定原資に至るまでの比率を考慮して得た額を、最終的な改定原資とした。

					研究職最終改定原資	
66,700	×	(35,470,200	÷	34,874,000)	=	67,840
研究職		行政職		行政職		
当初改定原資		最終原資		当初改定原資		

上記最終改定原資の範囲内で給料表の構造を維持するための立上調整等を行った結果、最終的な各級の改定率等は次のとおりである。

(単位 改定額：円 改定率：%)

級	人員	初号		最高号給		平均	
		改定額	改定率	改定額	改定率	改定額	改定率
1 級	11	9,500	5.29	1,400	0.41	4,091	1.42
2 級	10	4,400	1.69	1,600	0.40	1,550	0.40
平均	21					2,881	0.86

なお、再任用職員については、各級の平均改定率に基づき改定を実施した。
(以降の給料表について同じ)

2 医療職給料表（１）について

本年については、人事委員会の意見を踏まえ、行政職給料表との均衡に考慮した改定を行うため、これまでの改定手法と同様に、次のとおり行政職給料表と対応させ、対応する級号給の当初改定率を用いて当初改定額を設定した。

1 級・・・修学年数を考慮し、医大卒の初任給基準である 1 級 9 号給を、行政職給料表の大学卒採用者の級別資格基準等を考慮した 2 年後の級号給である 2 級 15 号給と対応させ、以降は、級別資格基準等を考慮した行政職給料表 3 級までの昇給昇格モデルに対応させる。

2 級・・・行政職給料表 4 級（係長級）及び 5 級（課長代理級）における大学卒採用者の標準的な昇格時の勤続年数を基本として対応させる。

次に、当初改定額を当てはめた改定原資に対して、行政職給料表における当初改定原資から最終改定原資に至るまでの比率を考慮して得た額を、最終的な改定原資とした。

$$\begin{array}{ccccccc}
 & & & & & & \text{医療職(1)最終改定原資} \\
 154,800 & \times & (& 35,470,200 & \div & 34,874,000 &) = 157,446 \\
 \text{医療職(1)} & & & \text{行政職} & & \text{行政職} & \\
 \text{当初改定原資} & & & \text{最終原資} & & \text{当初改定原資} &
 \end{array}$$

上記最終改定原資の範囲内で給料表の構造を維持するための立上調整等を行った結果、最終的な各級の改定率等は次のとおりである。

(単位 改定額：円 改定率：％)

級	人員	初号		最高号給		平均	
		改定額	改定率	改定額	改定率	改定額	改定率
1 級	3	10,700	4.37	4,100	1.00	7,933	2.37
2 級	14	9,700	3.19	2,100	0.41	3,264	0.73
平均	17					4,088	0.96

3 医療職給料表（２）について

行政職給料表をベースとし、号給のつなぎ合わせ等の作業を行い作成された給料表であるため、基本的には、各級号給が行政職給料表と対応関係を持っていることから、これまでの改定手法と同様に、行政職給料表と対応する級号給を行政職給料表と同額の改定額で改定することとした。

ただし、給与制度改革により大阪府医療職給料表（２）の最高号給の給与水準で給料表の上限を定めたこと等により現時点では行政職給料表と対応関係を持たない号給がある。

具体的には、２級 73 号給から 89 号給まで、３級 73 号給から 97 号給までであり、当該号給の改定については、２級については 72 号給の改定額と同額を基本としながら引き延ばして対応させ、３級については 72 号給の改定額と同額を基本としながら引き延ばして対応させることとした。

その結果、最終的な各級の改定率等は次のとおりである。

（単位 改定額：円 改定率：％）

級	人員	初号		最高号給		平均	
		改定額	改定率	改定額	改定率	改定額	改定率
１級	142	7,500	4.61	1,900	0.62	6,511	2.86
２級	94	6,600	2.88	1,400	0.40	4,093	1.43
３級	108	4,600	1.67	1,600	0.41	2,214	0.66
４級	41	1,500	0.42	1,700	0.41	1,605	0.40
平均	385					4,193	1.44

4 医療職給料表（3）について

行政職給料表をベースとし、号給のつなぎ合わせ等の作業を行い作成された給料表であるため、基本的には、各級号給が行政職給料表と対応関係を持っていることから、これまでの改定手法と同様に、行政職給料表と対応する級号給を行政職給料表と同額の改定額で改定することとした。

ただし、給与制度改革により大阪府医療職給料表（3）の最高号給の給与水準で給料表の上限を定めたこと等により現時点では行政職給料表と対応関係を持たない号給がある。

具体的には、2級 82 号給から 125 号給まで、3級 70 号給から 101 号給まで、4級 66 号給から 81 号給までであり、当該号給の改定については、2級については 81 号給の改定額と同額を基本としながら引き延ばして対応させ、3級については 69 号給の改定額と同額を基本としながら引き延ばして対応させ、4級については 65 号給の改定額と同額を基本としながら引き延ばして対応させることとした。

その結果、最終的な各級の改定率等は次のとおりである。

（単位 改定額：円 改定率：％）

級	人員	初号		最高号給		平均	
		改定額	改定率	改定額	改定率	改定額	改定率
1 級	47	8,500	5.04	5,900	2.38	7,404	3.68
2 級	213	7,700	4.07	1,600	0.47	6,282	2.67
3 級	108	7,100	3.02	1,600	0.44	2,839	0.89
4 級	144	4,600	1.66	2,000	0.54	1,797	0.50
5 級	37	1,500	0.43	1,600	0.39	1,600	0.40
平均	549					4,209	1.44

5 保育士給料表について

保育士給料表については、本市人事委員会から「職員（保育士、幼稚園教員）の給与に関する報告」を受け、平成 27 年 4 月から民間の昇給カーブを考慮した保育士給料表を新設し切替えを行った。

本年の人事委員会勧告では、本市保育士の若年層の給与が民間を下回っていることから、人材確保の観点も踏まえて、行政職給料表と同様、初任給を含む若年層を中心に引き上げることとし、その際には、行政職給料表との均衡を考慮する必要があるとしている。

本年については、人事委員会の意見を踏まえ、行政職給料表との均衡を考慮した改定を行うため、これまでの改定手法と同様に、次のとおり行政職給料表と対応させ、対応する級号給の当初改定率を用いて当初改定額を設定した。

- 1 級・・・短大卒の初任給基準である 1 級 9 号給を、行政職の短大卒初任給基準である 1 級 19 号給と対応させ、以降は、級別資格基準等を考慮した行政職給料表 2 級までの昇給昇格モデルに対応させる。
- 2 級・・・級別資格基準等を考慮し保育士給料表 2 級 9 号給を行政職給料表 3 級 11 号給に対応させ、以降は、行政職給料表 3 級の昇給モデルに対応させる。
- 3 級・・・級別資格基準等を考慮し保育士給料表 3 級 9 号給を行政職給料表 3 級 31 号給に対応させ、以降は、行政職給料表 3 級の昇給モデルに対応させる。
- 4 級・・・級別資格基準等を考慮し保育士給料表 4 級 1 号給を行政職給料表 4 級 19 号給に対応させ、以降は、行政職給料表 4 級の昇給モデルに対応させる。

次に、当初改定額を当てはめた改定原資に対して、行政職給料表における当初改定原資から最終改定原資に至るまでの比率を考慮して得た額を、最終的な改定原資とした。

$$\begin{array}{ccccccc}
 & & & & & & \text{保育士最終改定原資} \\
 2,777,400 & \times & (& 35,470,200 & \div & 34,874,000 &) = 2,824,881 \text{ 円} \\
 \text{保育士} & & & \text{行政職} & & \text{行政職} & \\
 \text{当初改定原資} & & & \text{最終原資} & & \text{当初改定原資} &
 \end{array}$$

上記最終改定原資の範囲内で給料表の構造を維持するための立上調整等を行った結果、最終的な各級の改定率等は次のとおりである。

(単位 改定額：円 改定率：％)

級	人員	初号		最高号給		平均	
		改定額	改定率	改定額	改定率	改定額	改定率
1 級	335	8,500	5.58	1,100	0.39	6,214	3.28
2 級	158	6,100	3.05	1,300	0.41	1,763	0.63
3 級	136	4,400	1.90	1,400	0.39	1,360	0.40
4 級	96	3,900	1.06	1,600	0.40	2,915	0.78
平均	725					3,896	1.49

※経過措置の適用者を除く人員